各 会員、所属団体長 様

習志野市剣道連盟 会長 土橋 武士

## 剣道六・七・八段審査会の実施について

標記のことについて、別添要項のとおり京都・愛知に於いて実施されます。 各所属団体にあっては会員に周知せられ、下記により受審手続きをお願いします。

記

- 1 申込方法等
  - (1)様 式 各団体一括所定申込書によること。
  - (2) 申 込 先 〒274-0825 船橋市前原西6-5-1-303 習志野市剣道連盟事務局 堀内則明宛
  - (3) 申込期日 令和7年2月26日(水)期日厳守下さい 。
- 2 審査料(全剣連及び県剣連納入分) **※申込と同時に納入のこと** 六段-13,000円 七段-15,000円 八段-20,000円
- 3 その他
  - (1) 六・七段申込みは、京都・愛知の審査会別に申込書を作成のこと。 また、申込み後都合により受審場所の変更を希望する場合は、4月8日(火)午前中まで に書面またはFAX・メールで県剣連事務局までご連絡下さい。【期日厳守下さい】
  - (2) 受審申込み後の取消しによる<u>返金申請</u>について、<u>京都審査は4月3日(木)午前中・愛知審査は4月16日(水)午前中</u>までに書面またはFAX・メールで県剣連事務局までご連絡下さい。
  - (3) 旧姓・前段取得年月日等必要事項の記入に誤りがないようにご注意下さい。
  - (4) 六・七段受審については京都・愛知のうち一開催地のみでの受審
  - (5) 七段受審については、京都では例年の5月審査を4月に実施するため<u>令和元年5月愛知</u> 審査会六段合格者は受審資格を認めることとする。
  - (6) 八段受審については、5/1・2の2日間で実施されるため、各自1日目・2日目のどちらかの受審希望日【5/1・5/2】を選択して受審者名簿(様式1号-7)八段の欄に明記のこと。※申込後の1日目・2日目の変更は不可。
  - (7) 取りまとめ後、受審者名簿一覧を送付するので漏れ等がないか確認のこと。午前の部・午後 の部の受付年齢についてもお知らせが届き次第連絡。
  - (8) 各段とも日本剣道形審査に不合格になった者は、1年以内に1回のみ再受審できる。 (但し、日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない)
  - (9) 日本剣道形審査の木刀は、全剣連が準備する。
  - (10) 各審査会場とも駐車場が大変少ないので車での会場乗り入れを厳に慎むこと。
  - (11) 受審者は健康保険証を持参のこと。
- \* 本審査会は高齢の方の受付が先です。受付時間・年齢を確認のうえお間違えのないようにお願いします。